

笠松町立下羽栗小学校 いじめ防止基本方針

平成 26 年 5 月 29 日策定
平成 30 年 3 月 1 日改定
令和元年 10 月 1 日改定
令和 3 年 4 月 1 日改定
令和 7 年 5 月 29 日改定

はじめに

ここに定める「下羽栗小学校いじめ防止基本方針」は、平成 25 年 6 月 28 日公布、平成 25 年 9 月 28 日に施行された「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という）の第 13 条を踏まえ、本校におけるいじめ問題等に対する具体的な方針及び対策等を示すものである。

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

(1) 定義と保護者の責務等

法：第 2 条 1 項

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

法：第 9 条 1 項

保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことがないように、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

(2) 基本認識

教育活動全体を通じて、以下の認識に基づき、いじめの防止等に当たる。

- ・「いじめは、人間として絶対に許されない」
- ・「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こり得る」
- ・「いじめは、自分から言いづらいもの」
- ・「いじめは、見ようと思って見ないと見つけにくい」

(3) 学校としての構え

下羽栗小学校では、学校の教育目標「ひとりだちのできる子～よく考える・助け合う・やりぬく～」を具現するため、居心地の良い学校づくりを目指し、いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有して、「いじめをしない、させない、許さない学校づくり」を進めていく。

いじめが解消されたと即断することなく（少なくとも 3 か月を目安）、継続して十分な注意を払い、折りに触れて必要な指導を行い、保護者と連携を図りながら見届ける。

いじめが発生した場合、当事者、教職員、保護者、地域が協働して解決に当たる。

全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

2 いじめの未然防止のための取組（自己有用感を高める取組）

(1) 魅力ある学級・学年・学校づくり

- ・全ての児童が主体的に活動したり、互いに認め合ったりする中で、「分かった、できた」という達成感を味わえるよう教科指導を充実する。
- ・鼓笛隊活動やかがやき集会等を通して、全ての児童が大切な学級の一員であり、一人一人が仲間と関わり、自己存在感を味わえるようにする。
- ・児童会のあいさつ運動、学級での「仲間のよさみつけ」、全校的な取組の「ありがとうの

木」（全校でのよさみつけ）等の取組から、望ましい人間関係をつくることができるよう、よさを認め合う学級経営・学校経営を充実する。

- ・児童会主催の「あったか言葉・チクチク言葉」の取組等を通して、いじめや暴力、差別や偏見等を見逃さず、学級活動はもとより、児童会活動等でも取り上げ、児童が主体的に問題解決に取り組むよう指導する。

- ・教育活動全体を通じて、全教職員が自他の生命のかけがえのなさや人を傷付けることが絶対許されないことなどについて、具体的な場面で繰り返し指導する。

- ・「学級・学年・学校に居場所がある」ということが感じられるような心の成長を支える教育相談に努める。

(2) 生命や人権を大切に作る指導（豊かな心の育成）

- ・生活科や理科等による一人一鉢や学年花壇での栽培活動・ウサギ等の飼育活動、ボランティア活動、生活科や総合的な学習の時間における地域の方とのふれあいを中心に、自然や生き物とのふれあいや幅広い世代との交流等の心に響く豊かな体験活動を充実する。

- ・道徳年間計画に基づいた道徳授業を要に、教育活動全体を通じて、児童一人一人に命を大切に作る心、他を思いやる心、自律の心、確かな規範意識等が育つ道徳教育を充実する。

- ・誰もが差別や偏見を許さず、互いに思いやりの心をもって関わることをするための「認識力」「行動力」「自己啓発力」を育む人権教育を充実し、人間尊重の気風がみなぎる学校づくりを進める。

- ・いじめは重大な人権侵害に当たり、被害者、加害者及び周囲の児童に大きな傷を残すものであり、決して許されないことを繰り返し指導し、いじめに向かわない態度・能力を育成する。

(3) 全ての教育活動を通じた指導（自己指導能力の育成）

- ・「下羽栗小生活のきまり」、「下羽栗小のやくそく」、「羽島郡共通指導事項」等の指導を大切にし、教育活動全体を通じて、以下の4点を留意した指導を充実する。

- ①児童の自己有用感や自己肯定感を育む

- ②共感的な人間関係を育成する

- ③自己決定の場を与え自己の可能性の開発を援助する

- ④発達障害を含む障がいのある児童への個々の特性の理解、情報の共有

(4) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ・情報教育年間計画に沿って、各学年の発達段階に合わせた情報モラルの授業を実施し、インターネットや通信型ゲーム等を介した誹謗中傷等への適切な対応に関する啓発指導を充実する。

- ・スマートフォン、通信型ゲーム、SNS等の使い方や起こり得るトラブルについて、教職員は職員会議等で共通理解を図ったり、保護者への啓発活動をしたりする。

3 いじめの早期発見・いじめ事案への対処

児童の小さな変化に敏感に気づき、児童に寄り添った指導をする。「いじめ」に関する事案はもちろんのこと、「いじめ」以外の問題行動等についても、些細なことでもすみやかに学年主任、生徒指導主事に報告し、校長、教頭に迅速に伝え判断を仰ぐようにする。その後には、全職員に伝え周知徹底する。

(1) アンケート調査等の実施を含めた的確な情報収集、校内連携体制の充実

- ・年3回の教育相談アンケート（記名式）と、年3回の「先生あのね」（無記名式）を実施し、いじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときには、速やかに学校いじめ対策組織に対して報告し、学校の組織的な対応につなげることで、いじめ等の問題行動の未然防止、早期発見・早期対応ができるよう活用する。

- ・年間3回の県いじめ調査等を全教職員の共通理解の上で実施し、「いじめ未然防止・対策委員会」で、状況等を確認し、対策を検討する。

- ・学級担任だけでなく、教科担任、養護教諭、支援員等全教職員が、些細なサインを見逃さ

ない、きめ細かい情報交換を日常的に行い、いじめの認知に関する意識を高めるとともに、スクールカウンセラーやスマイル笠松指導員等との協力体制を整える。

(2) 教育相談の充実

- ・教職員が児童生徒に接する時間を多くし（二学期制）、一人一人の成長に願いをもつようにするとともに、早期対応にあたる。
- ・教育相談アンケート等の結果より、受容的かつ共感的な態度で傾聴・受容する姿勢を大切に教育相談を進める。
- ・問題発生時には、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合があるため、「大丈夫だろう」と安易に考えず、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、問題が深刻になる前に早期対応ができるよう、危機意識をもって児童の相談にあたる。（正しい認知に向けて「けんか」に係る記述を明記）
- ・児童の変化に組織的に対応できるよう、生徒指導主事や教育相談主任を中心に、担任、養護教諭等、校内の全教職員がそれぞれの役割を理解した上で、的確にいじめの疑いに関する情報を共有し、共有された情報を基に、組織的に対応できるようにする。協力する。また、保護者のほか、スクールカウンセラー、スマイル笠松指導員や笠松町福祉担当者、主任児童委員等とも積極的に情報を報告・相談して連携を図る。（対策組織との情報共有）

(3) 教職員研修の充実

- ・年度当初の職員会、生徒指導研修会、Q-U研修会等、必要に応じて適宜職員研修会を行い、各種啓発資料を活用し、一人一人の教職員が、いじめの未然防止・早期発見・事案対処に取り組むことができるよう、校内研修を充実する。
- ・いじめの事案があった際には、その事案から生きた教訓を学ぶなど、教職員の研修を行う。

(4) 保護者との連携

- ・いじめの事実が確認された際には、いじめた側、いじめを受けた側ともに保護者への報告をし、指導を親身になって行う。その指導の中で、いじめた側の児童にいじめが許されないことを自覚させるとともに、いじめを受けた児童やその保護者の思いを受け止め、いじめる児童自身が自らの行為を十分に反省する指導を大切にする。

(5) 関係機関等との連携

- ・いじめを中心とする生徒指導上の諸問題を学校だけで抱え込まず、その解決のために、教育委員会、警察、笠松町子育て支援センター、スマイル笠松、笠松町福祉担当者、主任児童委員、民生児童委員、学校運営協議会委員等との連携を大切に、早期解決に向けた連携を図り、問題の解決と未然防止に努める。
- ・インターネット上の誹謗中傷等については、保護者の協力を得ながら迅速に事実関係を明らかにするとともに、状況に応じて警察等の関係機関と連携して解決に当たる。
- ・学校支援ボランティアを募り、共に児童を育てることを協同する。

4 いじめ対策委員会の設置

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。（法：第22条）

いじめの未然防止、早期発見・事案対処等を実効的かつ組織的に行うため、また、重大事態の調査を行う組織として、以下の委員により構成される「いじめ対策委員会」を設置する。

<いじめ対策委員会>

- 【常 任】校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、教育相談主任、養護教諭、
- 【非常任】当該事案の関係学年主任、関係学級担任、その他必要と認められる教職員、
スクールカウンセラー、PTA会長、学校運営協議会委員、主任児童委員、笠松町福祉担当者、スマイル笠松指導員

<いじめ対策委員会実務部会>

- 【メンバー】：校長、教頭、生徒指導主事、教務主任、当該事案の関係学年主任、学級担任等
- 日常的な関係者の会議として、いじめ対策委員会実務部会を置き、いじめ問題に機動的に対処する。

5 いじめ未然防止，早期発見・早期対応の年間計画

	取組内容	備考
4 月	・職員会で「下羽栗小いじめ防止基本方針」の共通理解 ・学校だより，WEBページによる「方針」の発信 ・学校運営協議会やPTA総会等で「方針」説明 ・「先生あのね」	児童，保護者，関係諸機関等に「方針」を説明（積極的な周知）
5 月	・第 1 回いじめ対策委員会の実施 ・心のアンケートの実施	いじめ対策委員会は常任委員で実施し、第 1 回学校運営協議会で報告
6 月	・教育相談アンケートの実施 ・前期Q-Uアンケートの実施	
7 月	・学校評価アンケート（保護者）より対策の見直し ・教職員へのいじめ防止取組アンケート	第 1 回いじめ調査
8 月	・職員研修会（生徒指導・Q-U） ・第 2 回いじめ対策委員会の実施	夏季休業中の指導 いじめ対策委員会は常任委員で実施
9 月	・「先生あのね」アンケートの実施 ・教職員へのいじめ防止取組アンケート	
10月	・無記名式アンケート（心のアンケート）	
11月	・教育相談アンケートの実施 ・後期Q-Uアンケートの実施	
12月	・ひびきあいの日（福祉講演・道徳授業公開） ・後期Q-Uアンケートの分析	第 2 回いじめ調査 冬季休業中の指導
1 月	・「先生あのね」アンケート実施	
2 月	・心のアンケートの実施 ・教職員へのいじめ防止取組アンケート ・学校評価アンケート（保護者）より対策の見直し ・第 3 回いじめ対策委員会の実施	いじめ対策委員会は常任委員で実施し、第 2 回学校運営協議会で報告
3 月	・次年度のいじめ防止基本方針の決定	第 3 回いじめ調査 次年度へ引き継ぎ

6 いじめ問題発生時の対応

(1) いじめ問題発生時・発見時の対応

【組織対応】

- ・下羽栗小学校いじめフロー図を基に方針を決定し，事実確認や情報収集，保護者との連携等役割を明確にした組織的な対応を行う。

【対応の重点】

- ・まずは正確な事実把握をする。複数の職員で，当事者双方，周りの児童から聞き取りをし，関係職員と情報を共有し，いじめの全体像を把握する。
- ・指導のねらいを明確にし，指導体制と方針を決定する。全ての教職員の共通理解を図り，対応する教職員の役割分担を決定する。
- ・いじめに関する事実が認められた場合，教育委員会に報告するとともに，いじめた側といじめを受けた側の双方の保護者に説明し，家庭と連携しながら児童への指導に当たる。
- ・当事者児童への指導と支援をする。いじめられた児童を保護し，心配や不安を取り除く支援をする。いじめた児童には，背景についても十分踏まえた上で，相手の苦しみや痛みに思いを寄せる指導を行い，「いじめは絶対に許されぬ行為である」ということを理解できるようにする。
- ・保護者と直接会って，具体的な対策を説明する。家庭での協力を求め，今後学校との連携

方法を話し合う。

- ・いじめを受けた児童に対しては、継続的に指導や支援を行い、二次被害、再発防止に向けた長期的取組を行い、一人一人が大切にされる学級経営をする。

(2)「重大事態」と判断された時の対応

いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき、いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるときについては、以下の対応を行う。

- ・教育委員会へ「第一報」を速やかに報告する。
- ・当該重大事態と同種の事態発生を防止するため、教育委員会指導の下、事実関係を明確にするための調査に当たる。
- ・調査を行った場合は、調査結果について、教育委員会へ報告するとともに、いじめを受けた児童及びその保護者に対し、事実関係その他必要な情報を提供する。
- ・児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに岐阜羽島警察署に通報し、適切な援助を求める。

(3)いじめ解消の判断（いじめ解消の定義）

いじめが、単に謝罪をもって安易に「解消」とされることなく、被害者に対して継続した見守りや支援を行うため、国の基本方針に準拠し、以下のように定義する。

①いじめに係る行為が止んでいること。

- ・被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が3ヶ月以上の期間継続していること。
- ・ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、より長期の期間を設定する。

②被害者が心身の苦痛を感じていないこと

- ・いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、被害者がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害者本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

- ・学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害者を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。

- ・「解消している状態」に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察する。

7 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、学校評価において次の2点を加味し、適正に学校の取組を評価する。

①いじめの早期発見の取組に関すること

②いじめの再発を防止するための取組に関すること

8 個人情報等の取扱い

いじめ問題が重大事態に発展した場合は、重大事態の調査組織においても教育相談アンケートが資料として重要となることから、アンケートの質問票の原本等の一次資料は最低でも当該児童卒業するまでとし、アンケートの聴取の結果を記録した文書等の二次資料及び調査報告書は5年間保存する。（資料の保管期間の明記）